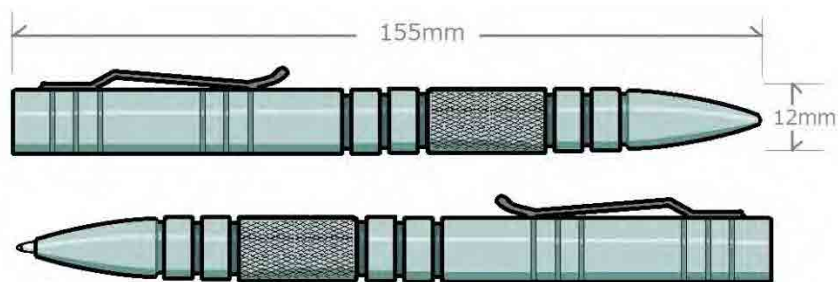


✚ 貨物概要

一端はボールペン、もう一端は円錐状に成型されたもので、キャップはいずれの端にも取り付けられる。卑金属製で、側面は滑りにくい形状に成型されている。タクティカルペンなどと称して販売されている。

サイズ：長さ 155mm、直径 12 mm



✚ 分類

関税率表第 9304.00 号（統計番号 9304.00-000）のその他の武器

✚ 分類理由

ボールペンとして使用できるものですが、①ボールペンとは反対の端が円錐状に著しく細くなっている、②側面が滑りにくい形状に成形されている、③堅い材質で作られているといった特徴を有していることから、関税率表解説第 93 類総説に同類に含まれるものとして規定される「個人の護身用…に使用する武器…」にも該当するものです。

ボールペンと護身用の武器の両方の特徴を有するものは、関税率表第 96 類注 1 (ij) の規定により、ボールペンではなく、護身用の武器として上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）